

19消安第10441号
平成19年11月22日

特定非営利活動法人
兵庫県有機農業研究会理事長 殿

農林水産省消費・安全局
表示・規格課長

有機JAS規格における「アグリクール」の使用禁止と当該資材を使用していた認定事業者に対する措置について

今般、「アグリクール（商品名）」に有機JAS規格の使用禁止資材であるアバメクチンが含まれていることが明らかとなった。（別添「無登録農薬と判断された資材への対応について」（平成19年11月22日付け19消安第10391号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知参照））

このため、貴法人の有機JAS規格に係る認定事業者のアグリクール使用状況を調査し、使用していることが判明した認定事業者に対しては、ただちに下記の措置をとられたい。

また、使用実態については、11月28日までに農林水産省消費・安全局表示・規格課長あて報告されたい。

記

- 1 アグリクールを使用して生産された農産物がある場合には、当該農産物の有機JASマークを抹消すること。また、当該農産物の販売先に対して、当該農産物が有機JAS規格に適合しなくなつたことを通知すること。
- 2 アグリクールが使用された場から収穫された農産物に対する有機JASマーク貼付の停止（最後に当該資材の使用が確認された日から1年間）の措置をとること。

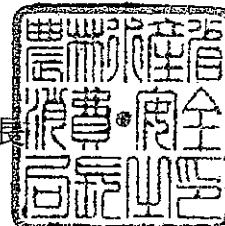
別添

19消安第10391号
平成19年11月22日

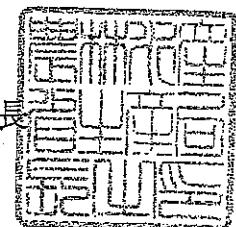


北海道知事 殿

農林水産省 消費・安全局長



農林水産省 生産局



無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が販売している資材「アグリクール」（商品名）について、農薬の有効成分が含まれているとの情報提供があったことを受けて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

当該資材を製造・販売した三好商事株式会社等に対して立入検査を実施し、当該資材の回収等を指導しているところですが、そもそも無登録農薬を生産者が使用することがないよう注意喚起していただくとともに、下記事項について対応いただくよう協力をお願いします。

記

- 1 「アグリクール」を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 2 「アグリクール」を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 3 農作物に「アグリクール」を使用していたという事実を把握した場合には、食品衛生担当部局と連携しつつ、今月末までに農林水産省農薬対策室に報告すること。

参考資料

1 経緯

- (1) 農林水産省は、これまで登録された農薬の適正使用を推進するとともに、無登録農薬の販売や使用が確認された場合には取り締まるとの基本的な考え方に基づき対応してきた。
- 「アグリクール」については、農薬の有効成分の混入が疑われるとの情報があつたことから、昨年販売されていた当該資材を本年10月に入手し、その4検体について独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部が分析を行った。
- (2) 11月20日、独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部から以下のとおり分析結果が報告されたことを受け、11月20日から21日にかけて、当該資材の製造元である三好商事株式会社等への立入検査等を行った。

2 分析結果

- (1) 農薬の有効成分であるアバメクチンの主成分のアベルメクチンB_{1a}が、分析した4検体の全てから0.2%検出された。
- (2) このアバメクチンの含有濃度並びに三好商事株式会社が推奨していた希釈倍率(1000倍)及び使用量(10アール当たり200リットル)を考慮すると、当該資材は一定程度の病害虫の防除効果を有すると判断でき、無登録農薬に該当する。

3 立入検査結果

- (1) 「アグリクール」は平成9年に製造が開始され、本年3月以降は製造されていない(平成16年6月以降の出荷量は下表のとおり)。
- (2) 「アグリクール」は、総販売代理店を通じてその8~9割が全国向けに出荷されていたが、本年4月以降、販売はされておらず、当該代理店を通じて自主回収中。その他、要望のあった者に対する直接販売あり。
- (3) 「アグリクール」にアバメクチンが混入した原因は現在のところ調査中。
- (4) 直接販売されていたものも含めて、当該資材は全て自主回収される予定。農林水産省は、三好商事株式会社等に対し、自主回収の状況等について報告することを命令。

4 分析結果等に対する評価

今回の件は、以下の点から国民の健康に大きな影響を与えるものではないと考えている。

- (1) アバメクチンは、米、加、英、仏等多くの国で安全性や農産物への残留等について評価の上、殺虫・殺ダニ剤として登録されており、国際的なリスク評価機関が1日摂取許容量(ADI)を設定済みであること。
- (2) 三好商事株式会社や販売者が推奨していた使用方法に従って使用していれば食品衛生法の基準値を超過して残留することは思われないこと。
- (3) 3に示す立入検査の結果によれば、本年3月以降は当該資材は製造されておらず、現時点では、当該資材を使用した農産物が広く流通しているとは考えにくいこと。

表：三好商事株式会社のアグリクールの出荷量

サイズ	本(缶)数
100 ml	15,060 本
500 ml	27,351 本
20 ℥	461 缶
10 ℥	53 缶

